

三重とわか国体鳥羽市保険加入要項

1 目的

この要項は、三重とわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、三重とわか国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催準備業務及び開催期間中に発生した偶然の事故等に対する補償等について定め、大会規模等必要に応じて保険に加入し、円滑な大会運営を図ることを目的とする。

2 適用範囲・期間

保険の適用範囲は、大会の開催準備業務及び開催期間中に係る事故とする。

3 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社又は鳥羽市社会福祉協議会を通じて損害保険会社と当該保険契約を締結する。

4 保険対象事故

保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 傷害事故

ア 大会の開催準備業務若しくは開催関連業務に従事している時又は当該業務に従事するため、自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故等により、生命・身体に生じた事故をいう。

イ 競技会係員（市職員）については、公務として取り扱うため、公務災害の対象となることから、当該保険の対象としない。

ウ 選手・監督については、各競技団体の実施要項等に基づき、それぞれの責任において取り扱うこととし、当該保険の対象としない。

エ 保険の対象となる者、対象とならない者については下表のとおりとする。

項目	内容
対象となる者	1 大会従事者 大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師、看護師、ふるまい提供者
対象とならない者	1 大会従事者／競技会係員（市職員・公務災害の対象） 2 大会参加者／選手・監督（別途加入）

(2) 損害賠償事故

ア 主催者（施設）事故

競技会場、練習会場、案内所等に設置する仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の不手際等から生じた偶然の事故により、第三者（使用会場の既存財物を含む。）に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護職員による業務等により、第三者の生命・身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が管理運営を行う休憩所で提供した飲食物によって第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

なお、実行委員会が無償で提供するドリンクや地域団体等の協力を得て行う場合のふるまいで提供する調理品、支給・斡旋弁当が対象であり、売店については保険加入を条件に契約又は許可を行うこととし、当該保険の対象としない。

エ 受託物・動産物賠償事故

大会期間中に実行委員会が借り受けた器具等を保管又は使用中に火災・盗難もしくは取り扱う上の不注意により損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

5 補償内容

(1) 傷害事故の死亡保険金

保険対象者が偶然の事故による傷害に起因して、当該事故の日から 180 日以内に死亡したときは、その相続人に対して下表のと通りの死亡保険金を支払うものとする。

対象	死亡保険金
大会役員等	2,500 万円
医師	15,000 万円
看護師等	3,000 万円
ふるまい提供者	1,200 万円

(2) 傷害事故の後遺障害保険金

ア 保険対象者が傷害事故を直接の原因として、当該事故の 180 日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して後遺障害保険金を支払うものとする。

イ 後遺障害保険金は一時金として支払うものとし、その額は下表のと通りの金額を最高限度額として、保険会社が定める障害の区分に応じた額とする。

対象	後遺障害保険金
大会役員等	2,500 万円
医師	15,000 万円
看護師等	3,000 万円
ふるまい提供者	1,200 万円

(3) 傷害事故の入院及び通院保険金

ア 保険対象者が傷害事故を直接の原因として、生活機能若しくは業務機能の滅失又は減少をきたしたときは、その者に対して入院保険金又は通院保険金を支払うものとする。

イ 入院保険金又は通院保険金の額は、入院又は通院した日数に応じて、入院保険金については、事故のあった日から 180 日を限度とし、通院保険金については、事故のあった日から 180 日までの間において 90 日を限度とし、下表のと通りの額を支払うも

のとする。

対象	入院保険金（1日につき）
大会役員等	5,000 円
医師	30,000 円
看護師等	10,000 円
ふるまい提供者	6,500 円

対象	通院保険金（1日につき）
大会役員等	3,000 円
医師	20,000 円
看護師等	5,000 円
ふるまい提供者	4,000 円

（4）損害賠償責任事故の保険金

ア 主催者（施設）賠償事故

内容	保険金額
対人1名	10,000 万円
対人1事故	10,000 万円
対人保険期間中	30,000 万円
対物1事故	1,000 万円
対物保険期間中	3,000 万円
免責金額なし	—

イ 医師等賠償事故

内容	保険金額
対人1名	10,000 万円
対人1事故	10,000 万円
対人保険期間中	30,000 万円
免責金額なし	—

ウ 生産物賠償事故

内容	保険金額
対人1名	3,000 万円
対人1事故	30,000 万円
対人保険期間中	30,000 万円
免責金額なし	—

エ 受託物賠償責任事故

時価 免責金額なし

6 事故報告

- (1) 大会の開催準備業務又は開催期間中に係る事故及び大会に従事する者に事故が発生したときは、当該保険対象者の所属責任者は、実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に通知するものとする。

7 保険金の請求

- (1) 損害賠償責任事故による保険金は、実行委員会が被害者との間で法律上の問題が解決した後、保険金請求に必要な書類を添付して、保険会社に請求するものとする。
- (2) 傷害事故による保険金は、死亡の後、又は治療が終わった後、若しくは事故の日より180日を経過したとき、死亡した者の相続人又は傷害を負った者が、保険金請求に必要な書類を添付して、保険会社に保険金を請求するものとする。

8 保険金の支払い

- (1) 保険会社は、保険金を支払うときは、保険金請求者が開設している取引金融機関の口座に振り込むものとする。
- (2) 保険会社は、傷害事故による保険金を支払うときは、保険金請求者に対して支払通知書を送付するとともに、実行委員会に対してその旨を通知するものとする。

9 保険料の支払い

保険料は、実行委員会が保険会社に対して支払うものとする。

10 その他

- (1) 本要項中、「大会役員等」とは、大会役員、競技役員、競技会補助員、競技会係員（市職員を除く）及びふるまい提供者を指すものとする。
- (2) この要項に定めのない事項は、各保険契約に係る約款等によるものとする。
- (3) 前項に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。

事故報告書

令和 年 月 日

三重とこわか国体
鳥羽市実行委員会 会長 様

報告者 _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	T E L	

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手 ・ 監督 ・ 役員 ・ 競技補助員 競技会補助員 ・ 医師 ・ 看護師 ・ 一般観覧者 その他 ()
	住 所	
	氏 名	年齢 歳 男 ・ 女
	T E L	
医療機関	名 称	
	T E L	
	担 当 医 師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	----- ----- -----